

V

資

料

1 平成18年度 行政評価（事務事業評価）実施要項

第1 平成18年度の取り組み方針

1 市民への説明責任(アカウンタビリティ)の向上

本市が実施している事務事業について、目標に対する成果という観点から点検評価し、広く市民に公表することにより、説明責任の向上を図る。

2 職員の意識改革

職員一人ひとりが、市民の視点で考え、コスト意識・成果志向に徹して職務を遂行する風土を醸成し、職員の意識改革を進める。

3 事務事業の効率性の向上

事業の目的や目標を明確にし、その成果を明らかにすることで、当初設定した目標の達成度、費用対効果を客観的に評価し、その手法の改善を図る。

4 事務事業の見直し

不要・不急あるいは効果の小さい事務事業を明確にすることによって、事務事業の整理合理化や廃止及び事業費の削減を図る。

第2 事務事業評価の内容

1 事務事業評価の進め方

(1) 評価対象事業及び体系化

ア 評価対象年度

評価対象年度は、平成17年度とする。

イ 評価の範囲及び体系化

実施機関（市長、教育委員会、選挙管理委員会、人事委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び消防長をいう。）において、平成17年度に実施した全予算事業を、名古屋新世紀計画2010の施策の体系に沿って体系化する。ただし、平成17年度終了事業及び既に事業終了年限が確定している経過措置事業を除く。

(2) 事務事業の分類及び事務事業評価票の作成

事務事業は、その内容に応じて、次の5類型に分類する。評価対象は、類型4「経常的事務事業」とし、所管の局室において事務事業評価票に記載する。事務事業評価票の様式は、別に定める。

類型1 ソフト事業

- 類型 2 施設の建設
- 類型 3 整備事業
- 類型 4 経常的事務事業
- 類型 5 施設の管理・運営

2 評価

(1) 市評価

ア 方法

評価は、別に定める評価基準に基づき、所管の局室が主体となり実施し、総務局が下記第 5 の行政評価推進員会議と連携して指導・調整を行う。

イ 評価項目

評価項目及び評価項目の内容は、次のとおりとする。

評価項目	内 容
有効性	施策が目指している状態に対する事業の有効性
達成度	成果及び事業の実績の目標に対する達成状況
効率性	実施主体、経済性・手法の妥当性

ウ 総合評価

総合評価は、次のとおりとする。

A	計画どおりに事業を進めることが適当
B	事業の進め方の改善の検討
C	事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討
D	事業の抜本的見直し、休・廃止の検討

(2) 名古屋市行政評価委員会による評価

ア 方法及び視点

名古屋市行政評価委員会（以下「行政評価委員会」という。）による評価を併せて実施する。行政評価委員会は、第三者の立場から、「改革改善の内容」「行政と民間との役割分担」「費用対効果」等の視点を中心に、点検・評価を行う。

イ 行政評価委員会に関して必要な事項は、別に定める。

第3 公表

評価結果については、市民情報センター及び区役所情報コーナー等において市民の閲覧に供するほか、市公式ウェブサイトに掲載することにより公表する。

第4 評価結果の活用

行政評価の結果を踏まえて、限られた財源の中で優先度の高い市民ニーズのある事務事業を実施するため、改善又は見直しについて検討を行い、平成19年度予算などへの反映に努める。

第5 行政評価推進員会議

1 設置

行政評価の円滑な推進を図るため、行政評価推進員会議を設置する。

2 構成

行政評価推進員会議に会長及び委員を置き、会長は、総務局行政システム部長をもって充て、委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

3 検討班

行政評価に関する必要な事項について調査検討を行うため、行政評価推進員会議に検討班を置く。

4 事務局

行政評価推進員会議及び検討班の庶務は、総務局行政システム部行政経営室において処理する。

第6 委任

この要項の施行に関し必要な事項は、別に総務局理事（行財政改革・職員担当）が定める。

附 則

この要項は、平成18年4月25日から施行する。

2 名古屋市行政評価委員会 設置要綱

第1 設置

名古屋市が実施する行政評価の客観性及び透明性を高めるため、学識経験者等からなる行政評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

第2 所掌事務

委員会は、名古屋市が実施した事務事業について、外部の視点から評価を行うとともに、名古屋市の行政評価制度について、意見を述べる。

第3 構成

- 1 委員会は、委員 10 名以内で組織する。
- 2 委員は、市長が委嘱し、その事務を委託する。
- 3 委員の委嘱期間は、委嘱した日の属する年度の末日までとする。
- 4 委員は、委員の事務の処理に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。委嘱期間経過後も同様とする。

第4 委員長及び副委員長

- 1 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 2 委員長は、委員の互選により、副委員長は、委員のうちから委員長が指名して定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

第5 召集

委員会は、委員長が招集する。

第6 会議

- 1 委員会の会議は、委員長が議長となる。
- 2 委員会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。

第7 専門部会

委員会には、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第8 関係職員の出席

委員長は、必要があるときは、委員会に関係職員の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

第9 庶務

委員会の庶務は、総務局行政システム部行政経営室において処理する。

第10 謝金

委員には、委員会の会議及び関係職員による説明の場への出席に係る謝金を支給する。謝金額は、日額12,300円とする。

第11 委任

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成14年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年5月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年6月8日から施行する。

3 事務事業評価票の説明

事務事業評価票

④ 經常的事務事業

事業名				予算費目		会計款項目								
部門														
施策														
作成部署						連絡先								
事業の目的	対象（誰を・何を）				意図（どういう状態にしたいのか）									
	この事業によって、「誰・何（対象）を」「どういう状態にしたいのか（意図）」を表しています。													
事業の内容	この事業で平成17年度に実施した内容を説明しています。													
	この事業が名古屋新世紀計画2010第2次実施計画や、市の個別の計画・プラン等に掲載されている場合の掲載ページです。													
開始年度		昭和 年度		根拠法令・要綱等										
事業費・人員		16年度決算額		17年度決算額		18年度予算額		計画掲載		名古屋新世紀計画2010第2次実施計画		無	頁	
事業費（千円）		この事業の事業費合計額（インプット）を表しています。 なお、平成17年度分は決算見込額です。						個別計画					頁	
財源内訳	国・県支出金							事業の実績		単位	16年度	17年度	目標	年度
	地方債							①		この事業の結果（アウトプット）をできるだけ数値で表しています。				
	その他特定財源							②						
一般財源														
職員数（人）														
成果指標	事業の目的の成果を測る指標				指標設定の考え方				単位	16年度	17年度	目標	年度	
	①	この事業が目的に対して効果的かどうかを見るための成果（アウトカム）です。 できるだけ数値で表せるものを設定しています。								目標	目標			
	②									目標	目標			
事業開始時からの状況変化及び事業の改善点等														
評価	有効性												総合評価	
	達成度													
	効率性													
17年度に実施した事業についての市の総合評価です。 A・・・計画どおりに事業を進めることが適当 B・・・事業の進め方の改善の検討 C・・・事業規模・内容又は実施主体の見直しの検討 D・・・事業の抜本的見直し、休・廃止の検討													総合評価	
行政評価委員会の外部評価														
行政評価委員会の総合評価です。													総合評価	

4 名古屋市の事務事業評価の実施状況

区 分	市 評 価	外 部 評 価
13 年度	一課一事業を中心に 857 事業	—————
14 年度	全体の半数の事務事業 (1, 398 事業)	市評価対象事業のうち、区役所 事務を除く 956 事業
15 年度	全事務事業 (2, 746 事業)	市評価対象事業のうち、共通・ 区役所事務を除く 1, 826 事業
16 年度	15 年度外部評価で C・D 評価 であった事業 (334 事業)	市評価対象の全事業 (334 事業)
17 年度	ソフト事業 (772 事業)	市評価対象事業のうち、新規・ 拡充・見直し事業 139 事業
18 年度	経常的事務事業 (485 事業)	市評価対象の全事業 (485 事業)

※ 11 年度、12 年度は試行実施。

(参考) 平成 19 年度対象事業

- ・ 施設の建設
- ・ 整備事業
- ・ 施設の管理・運営

行政評価（事務事業評価）の実施結果
—平成17年度実施事務事業—
平成18年 9 月

発行 名古屋市 総務局行政システム部行政経営室
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号
電話 0 5 2 (9 7 2) 2 1 8 2
F A X 0 5 2 (9 7 2) 4 1 0 9
電子メール gyouseiyouka@somu.city.nagoya.lg.jp

この報告書は、再生紙（本文：古紙配合率100%、白色度70%
表紙：古紙配合率100%、白色度70%）を使用しています。